

京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第69号）（建設局土木管理部道路河川管理課）

本市が徴収する流水占用料等について、固定資産税評価額及び物価の変動を反映した額に改定する等の規定整備を行う必要があるため、京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正することとしました。

1 占用料の額の改定

(1) 別表第1（第1条関係）

区 分	単 位	金 額（円（年額））	
		改正前	改正後
鉱工業用	毎秒1リットル	5,180	5,300
その他	ル	1,240	1,300

(2) 別表第2（第1条関係）

区 分	単 位	金 額（円）				
		改正前		改正後		
				甲	乙	
宅地、庭園及び家屋付属地	占用面積1平方メートルにつき1年	700		720		
小屋、材料置場、作業場及び荷揚げ場		930		950		
通路、橋りょう、昇降路及び舟乗降場		780		800		
栈敷、出店及び床ぎ		5,280		据置き		
管路	長さ1メートルにつき1年	外径が0.07メートル未満のもの	92	11	110	据置き
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130	16	160	据置き
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	200	24	240	据置き
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	260	33	320	32
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	400	49	480	47
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	530	65	640	60
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	920	110	1,100	据置き
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,300	160	1,600	据置き
		外径が1メートル以上のもの	2,100	260	2,500	250

電柱及びその支柱類	1本につき1年	3,800	470	4,600	450
電話柱及びその支柱類		2,200	270	2,600	260
その他の柱類		220	27	260	26
鉄塔	占用面積1平方メートルにつき1年	4,400	540	5,300	530
舟係留		790		810	
軌条(鉄道事業法及び軌道法の規定によるものを除く。)		4,400	540	5,300	530
漁業装置		310		320	
広告用工作物	表示面積1平方メートルにつき1年	16,000	2,100	24,000	据置き
鉱泉採取施設	占用面積1平方メートルにつき1年	10,670		11,000	
耕作(竹木の植栽を含む。)		52		50	
素地のままの家畜及び家きんの飼育		104		110	
ロケーション、興行その他催物のための素地のままの占用	1時間	7,800		据置き	
農水産業のためのもの	洗い場	83		80	
	干し場	31		32	
農水産業以外のためのも	洗い場	160		据置き	
	干し場	83		80	

注 「甲」は市街化区域、「乙」はその他の区域に存する土地の占用に適用します。

伝統的建造物群保存地区、歴史的風土特別保存地区、風致地区、特別緑地保全地区及び景観地区内にある電柱及びその支柱類、電話柱及びその支柱類は、占用料の額を2倍とします。

(3) 別表第3(第1条関係)

区 分	単 位	金 額 (円)	
		改正前	改正後
土砂、砂利、砂及びぐり石	1立方メートル	321	330
転石(1個50キログラム未満のものを除く。)	1キログラム	8	据置き

2 端数処理

占用料の算定において、京都市道路占用料条例との整合を図るため、端数処理の計算方法を同条例と同じものとします。

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第69号

京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例

京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第23条から第25条まで」を「第23条、第24条又は第25条」に改める。

別表第1 1備考6中「10円」を「1円」に改める。

別表第1 2備考以外の部分中「5,180」を「5,300」に、「1,240」を「1,300」に改め、同表備考3中「10円」を「1円」に改める。

別表第2金額の欄を次のように改める。

金 額	
甲	乙
	720 <sup>円</sup>
	950
	800
	5,280
110	11
160	16
240	24
320	32
480	47
640	60
1,100	110
1,600	160
2,500	250
4,600	450
2,600	260
260	26
5,300	530
	810
5,300	530
	320
24,000	2,100
	11,000
	50

110
7,800
80
32
160
80

別表第2備考5中「1平方メートル未満」を「0.01平方メートル未満」に、「1平方メートルとみなして」を「切り捨てて」に改め、同備考8中「10円」を「1円」に改める。

別表第3土砂、砂利、砂及びぐり石の項中「321」を「330」に改め、同表備考1中「1立方メートル未満」を「0.01立方メートル未満」に、「1立方メートルとみなして」を「切り捨てて」に改め、同備考2中「10円」を「1円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市準用河川流水占用料等に関する条例（京都市水路等管理条例において準用する場合を含む。以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用又は採取（以下「占用等」という。）に係る流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（京都市水路等管理条例において準用する場合にあつては、水路等産出物採取料）（以下「流水占用料等」という。）について適用する。ただし、施行日前に開始した占用等に係る流水占用料等のうち、施行日から令和7年3月31日（管路、電柱及びその支柱類、電話柱及びその支柱類、その他柱類、鉄塔、軌条（鉄道事業法及び軌道法の規定によるものを除く。）並びに広告用工作物を設置するための土地の占用であつて、占用に係る期間が1年以下である場合にあつては、当該期間が満了する日）までの占用等に係る流水占用料等に関する改正後の条例（別表第1 1備考、別表第1 2備考、別表第2備考及び別表第3備考を除く。）の規定の適用については、なお従前の例による。

(令和6年度前から継続する占用等に係る流水占用料等の減額)

3 市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいても河川法第23条、第24条又は第25条（京都市水路等管理条例において準用する場合にあつては、同条例第9条第1

項又は第4項)の規定による許可を受けている占用等について、改正後の条例の規定により算定した令和6年度の流水占用料等の額が、この条例による改正前の京都市準用河川流水占用料等に関する条例(京都市水路等管理条例において準用する場合を含む。)の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の流水占用料等の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用等に係る同年度以降の各年度の流水占用料等の額を減額することができる。

(建設局土木管理部道路河川管理課)